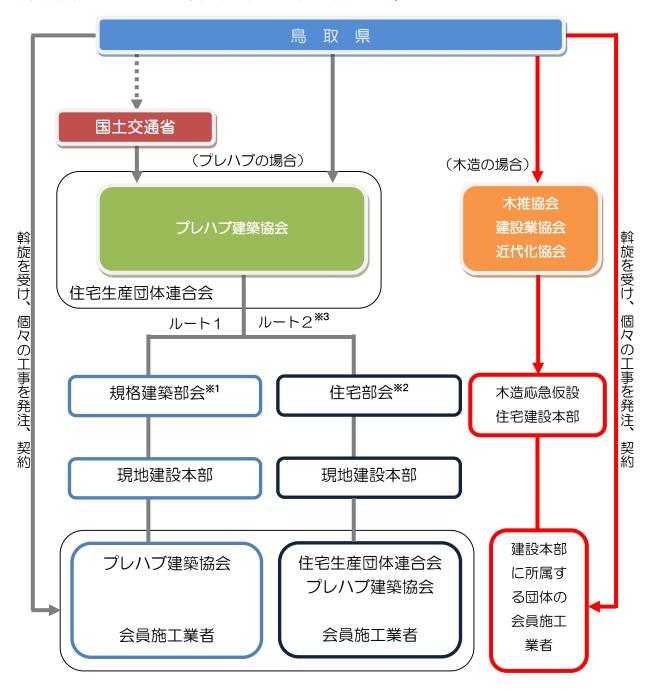
【STEP 3】応急仮設住宅建設の要請

6 建設要請

応急仮設住宅設置計画の決定を受け、県(住まいまちづくり課)は協定に基づき以下の流れで建 設関係団体又はプレハブ建築協会に対して建設を要請します。



^{*1}規格建築部会(プレハブリース系会社で構成)

^{※2}住宅部会(ハウスメーカー系会社で構成)

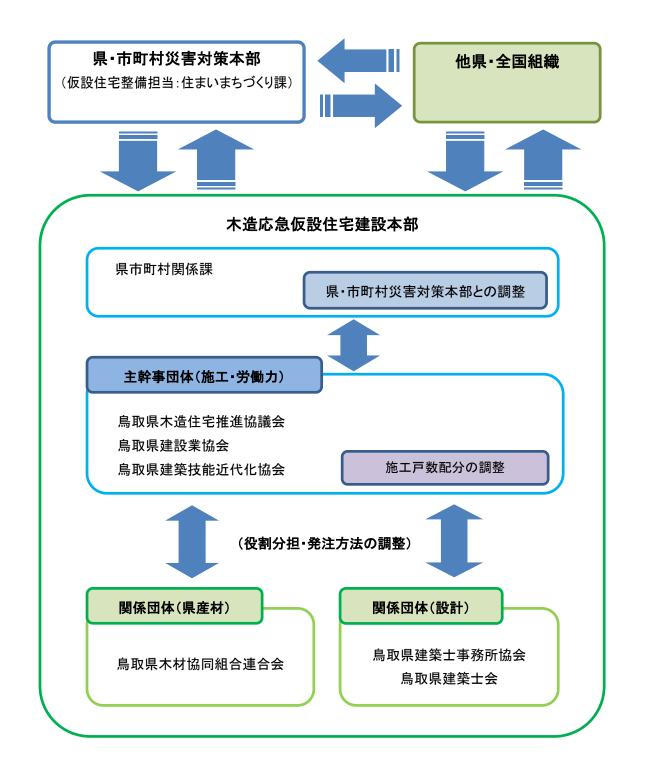
^{※3}ルート2は供給戸数が3万戸以上となった場合

7 木造応急仮設住宅建設本部

県(住まいまちづくり課)より要請を受けた建設関係団体は、各関係団体を招集し建設本部を設置します。

建設本部では施工・労働力の提供を行う3団体(木推協会、建設業協会、近代化協会)が主幹事団体となり施工戸数配分の調整、役割分担・発注方法等の確認、他県・全国組織との連絡調整等を行います。

木造仮設住宅建設に係る所要日数について、「Ⅱ 災害から発生までの建設の流れ (P6)」を目標とした施工体制の検討を行い、必要に応じて関係団体と協力して施工グループを結成します。



木造応急仮設住宅建設本部

- 主幹事団体間での施工戸数配分の調整
- 役割分担・発注方法等の確認
- 他県・全国組織との連絡調整 等
 - •県市町村関係課
 - •鳥取県木造住宅推進協議会
 - •鳥取県建設業協会
 - •鳥取県建築技能近代化協会_
 - •鳥取県木材協同組合連合会
 - •鳥取県建築士事務所協会
 - •鳥取県建築士会

等関係団体

主幹事団体



県•市町村災害対策本部

(仮設住宅整備担当:住まいまちづくり課)

- 建設用地の選定・現地確認
- 供給戸数の確定
- 市町村、関係課との連絡調整
- 国、他県との連絡調整 等





施エグループ

施工•労働力

鳥取県木造住宅推進協議会会員 鳥取県建設業協会会員 鳥取県建築技能近代化協会会員

資材調達

関係専門工事業団体会員

(鳥取県管工事業協会、鳥取県電気工事業工業組合、鳥取 県板金工業組合 等)

県産規格材供給・プレカット

鳥取県木材協同組合連合会

配置計画・設計・工事監理

鳥取県建築士事務所協会会員 鳥取県建築士会会員



地域・地区別施工グループの結成



県と施工グループ代表企業の契約(随意契約)



工事着手

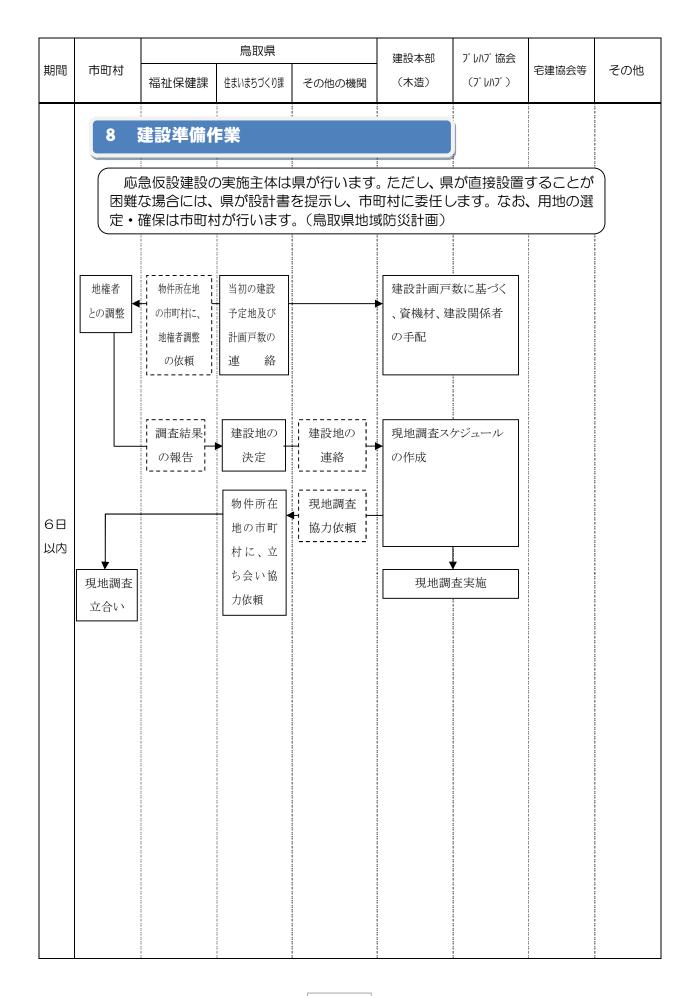
【STEP 4】応急仮設住宅の建設

8 建設準備作業

- (1) 県(住まいまちづくり課)は計画に基づき、建設予定地及び計画戸数を物件所在地の市町村と建設本部及びプレハブ協会に連絡します。また、物件所在地の市町村には、地権者との調整を依頼します。県有地については、県(住まいまちづくり課)が調整します。
- (2) 建設本部に所属する会員施行業者及びプレハブ協会の会員施行業者は、県(住まいまちづくり課)からの依頼に基づき、資機材及び建設関係者を手配します。建設関係者が不足する場合は、県(住まいまちづくり課)から県内他の建設関係団体に協力依頼を検討します。
- (3) 市町村は地権者と調整し、建設に関する内諾を得た場合は、建設可能面積などの建設条件 を県(住まいまちづくり課)に報告します。このとき、建設条件を踏まえた配置図案も県(住 まいまちづくり課)に報告します。

県(住まいまちづくり課)は調整結果を受けて建設本部及びプレハブ協会に建設地及び配置 図案を示し、建設協力要請を行います。

- (4) 建設本部及びプレハブ協会は建設地の現地調査スケジュールを作成し、県(住まいまちづくり課)に現地調査への協力を依頼します。
- (5) 県(住まいまちづくり課)は物件所在地の市町村に、現地調査への立会いを依頼します。
- (6) 物件所在地の市町村職員の立会いの下、建設本部及びプレハブ協会が現地調査を実施します。市町村はタイプ別建設希望戸数、上下水道の場所及び管径、所在地の測量図など、建設に参考となる資料を建設本部及びプレハブ協会に情報提供します。



- (7) 県(住まいまちづくり課)は計画に基づき、(6)までの応急仮設住宅供給の段取りをつけた 段階で、応急仮設住宅の最終的な必要戸数を把握するため災害救助法が適用されている市町 村に、最終的な仮設住宅等(一時提供住宅及び応急仮設住宅)の必要見込み総数を照会しま す。
- (8) 市町村は当該被災世帯に対して、応急仮設住宅の必要性の有無を聞き、最終的な応急仮設 住宅の必要見込み数を県(住まいまちづくり課)に報告します。県(住まいまちづくり課) は市町村からの報告を基に、市町村別の応急仮設住宅設置計画を策定します。

なお、何らかの事情で建設後入居しないまま空き家となっている応急仮設住宅は、国庫負担の対象とならないため、建設戸数については十分に調査が必要です。

(9) 県(住まいまちづくり課)は応急仮設住宅等の提供可能戸数及び時期を被災市町村に連絡します。

なお、被災市に対しては工程管理と入居管理を、被災町村に対しては入居管理を、災害救助法第30条に基づきそれぞれ委任できます(被災町村の設置する応急仮設住宅建設の工程管理は、県(営繕課または各総合事務所等(以下建築部局という))が行います)。

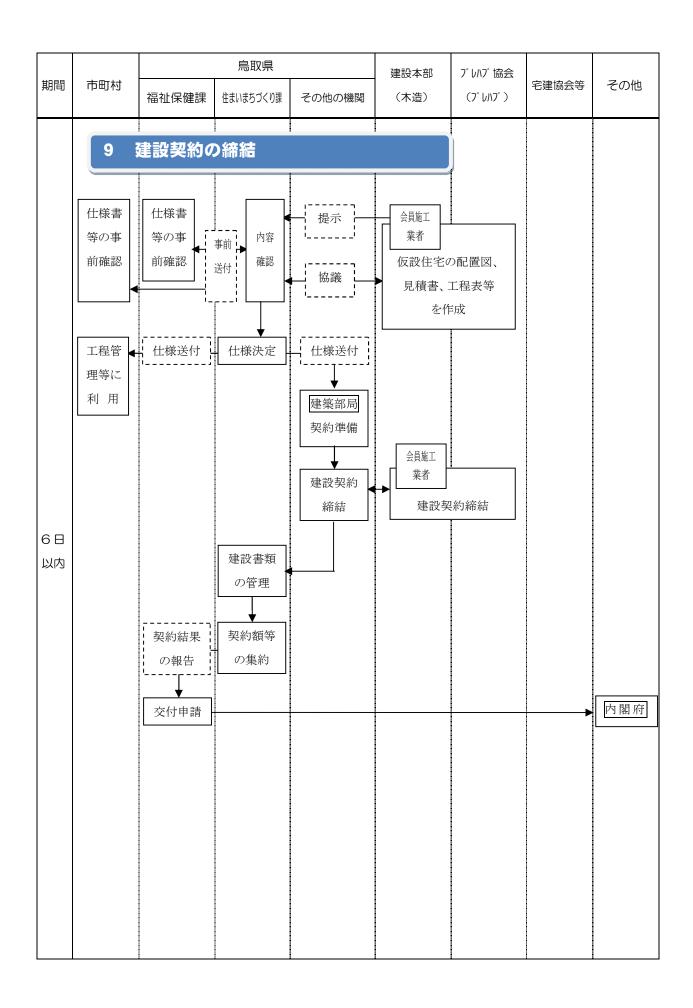
委任できる事務

- 応急仮設住宅に建設に係る工程管理(町村を除く)
- 応急仮設住宅の入居者募集事務
- 応急仮設住宅の維持管理
- (10) 被災市町村は委任事務の実施に向けて庁内の体制を整備するとともに、被災者への情報提供を行います。
- (11) 県(住まいまちづくり課)は応急仮設住宅完成後には被災者の入居開始までに、契約関係 書類(プレハブ応急仮設住宅にあっては賃貸借(リース)契約書、県と入居者の住宅使用貸 借契約書、市町村あてのお知らせ(事務の概要)、入居者あての入居の手引き)を速やかに 作成します。

期間	市町村	鳥取県			建設本部	プレハブ協会		
		福祉保健課	住まいまちづくり課	その他の機関	(木造)	(7° V/17°)	宅建協会等	その他
	応急仮設 住宅等要 提供必数(最終数)の 把 握	災害救助 法適用市 町村へ照会	応急仮設 住宅等の 最終必要 戸数の把握					
			応急仮設住 宅等の市町 村別、時期 別提供戸数 の調整					
	庁整被へ報知		応急仮では を及び住産数のでは とと、というでは、 をというでは、 をというでは、 できるできるでは、 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで					
	等		任 ・工程管理 (市のみ) ・入居管理 (市町村) 町村被災者 用仮設住宅 建設の工程	 - 依頼				
			管理依頼	上 建築部局 工程管理				

9 建設契約の締結

- (1) 建設本部に所属する団体の会員施工業者は、協定に基づいて仮設住宅の配置図、仕様、見積書、工程表等を作成し、県(住まいまちづくり課)に提出します。
- (2) 県(住まいまちづくり課)は提出された内容を確認し、県(福祉保健課)及び市町村の意見を聞いた上で疑問な点があれば、建設本部に所属する団体の会員施工業者と内容を調整します。このとき、会員施工業者に「緊急通行車両の事前届出申請書」を交付し、県(住まいまちづくり課)に提出するよう指示します。
- (3) 県(住まいまちづくり課)は調整結果を踏まえ、応急仮設住宅の仕様等を決定します。決定した内容は当該応急仮設住宅を管理する市町村に送付し、工程管理や建設後の営繕業務などに利用します。
- (4) 県(住まいまちづくり課)は県(建築部局)に仕様書等を送付し、執行依頼をします。県 (建築部局)はそれに基づき、建設本部に所属する団体の会員施工業者と建設契約を締結し、 契約書類を県(住まいまちづくり課)に回付します。
- (5) 県(住まいまちづくり課)は契約状況を集約し、県(福祉保健課)に報告します。
- (6) 県(福祉保健課)は内閣府の定める時期(一般災害時は翌年度の6月15日)までに交付申請を行うとともに、負担金の受入れを行います。



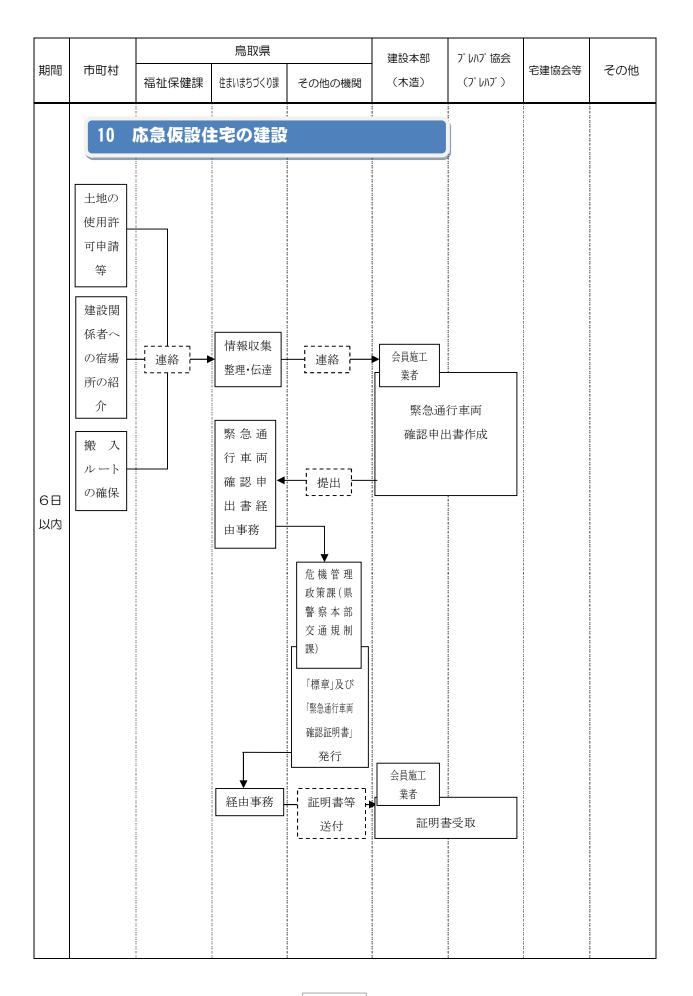
10 応急仮設住宅の建設

- (1) 建設地の使用手続きについて、県有地は県(住まいまちづくり課)が、それ以外は当該応 急仮設住宅を管理する市町村が行います。
- (2) 市町村有地については、当該財産を管理する市町村の規則等に従い使用手続を行います。
- (3) 国有普通財産については、中国財務局に貸付申請を行います。なお、地方公共団体が災害時の応急措置用に供するときは、無償貸与を受けることができるとされています。【国有財産 法第22条第1項第3号】
- (4) 民有地を使用する場合は権利関係を明確化するため、土地賃貸借契約の締結が原則です。 なお、当該土地の賃貸借に係る費用は、応急仮設住宅を管理する市町村の負担となります。
- (5) 県有地を使用して応急仮設住宅を建設する場合は、県(住まいまちづくり課)が公有財産 の所属換又は使用承認申請等により、建設地の使用手続を行います。【鳥取県公有財産事務取 扱規則第9条、29条】
- (6) 応急仮設住宅を管理する市町村は会員施工業者の求めに応じ、宿泊場所の確保等施工体制 の確立を支援します。
- (7) 応急仮設住宅を管理する市町村は資機材の搬入ルートを確保し、県(住まいまちづくり課) を通して会員施工業者に連絡します。
- (8) 会員施工業者は「緊急通行車両確認申出書」を作成し、県(住まいまちづくり課)に提出します。
 - 県(住まいまちづくり課)は「緊急通行車両確認申出書」を取りまとめ、県(危機管理政 策課)(又は県警察本部交通規制課)に提出します。
- (9) 県(住まいまちづくり課)は県(危機管理政策課)(又は県警察本部交通規制課)から「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受け、会員施工業者に送付します。

(参考)

※プレハブの応急仮設住宅は原則リース契約により整備しますが、事務の流れは基本的に建設と同じです。

※阪神・淡路大震災においては、民有地を賃借した事例がありますが、その地代は市町村負担となっています。また、公租公課の減免により無償で借り上げた事例もあります。



- (10) 会員施工業者は建設に着手します。
- (11) 会員施工業者は県(住まいまちづくり課)を通して、市の場合は当該市に、町村の場合は 県(建築部局)に事前に連絡し、担当職員立会いの下に地縄張りを行います。
- (12) 会員施工業者は応急仮設住宅建設工事を実施し、工事の進捗状況を市の場合は当該市へ、 町村の場合は県(建築部局)に報告します。
- (13) 災害時の応急仮設住宅にかかる工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (通称:建設リサイクル法)」第9条第1項の「正当な理由」として分別解体及び再資源化 等の適用は免除されますが、建設工事に伴う廃棄物については、廃棄物処理法等にしたがっ て適正に処理します。
- (14) 会員施工業者は応急仮設住宅の工事が完成したときは、県(建築部局)に工事完成届を提出します。
- (15) 県(建築部局)は工事完成届を収受した日から14日以内に、施工業者及び応急仮設住宅を管理する市町村立会いの上検査を行います。
- (16) 検査に合格した場合は、会員施工業者から県(住まいまちづくり課)に当該応急仮設住宅を引き渡します。
- (17) 県(住まいまちづくり課)は応急仮設住宅を管理する市町村に、当該住宅の鍵及び鍵引継書を引き継ぎます。
- (18) 県(住まいまちづくり課)は県(建築部局)に応急仮設住宅に係る支払いを依頼し、県(建築部局)は会員施工業者に建設費を支払います。
- (19) 応急仮設住宅を建設又は購入した場合には、県(財源確保推進課)が(財)都道府県会館 (災害共済部)に火災保険の加入申し込みを行います。

財団法人 都道府県会館

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3

(災害共済事業)

電話 03-5212-9138

FAX 03-5212-9139

